

大阪市環境基本計画

－SDGs 達成に貢献する環境先進都市－

「大いなる一歩を踏み出す時が来た！」（都島小学校 5 年生）

素案

はじめに

大阪市では、市民の皆様が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献できるよう、1995年（平成7年）3月に「大阪市環境基本条例」を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、低炭素社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保に取り組んでまいりました。2018年（平成30年）3月には、「大阪市生物多様性戦略」を策定し、自然共生社会の実現に向けて取り組んでいるほか、経済発展著しいアジア諸都市を中心に、環境分野における国際協力にも積極的に取り組んでいます。

しかしながら、世界では人口の増加と経済の拡大に伴い、温暖化や海洋汚染、野生生物種の減少など地球環境の悪化がますます深刻となっており、持続可能な社会の実現に向けて大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していく時に来ています。2015年（平成27年）には、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択されるなど、世界を巻き込む国際的合意がなされ、まさに時代の転換点となりました。

SDGsは持続可能な、より良い世界をつくっていくために、政府だけでなく市民や事業者など多様な主体が参画・連携すること、経済・社会・環境の課題を統合的に解決していくこと、誰一人取り残さないことが大きな特徴です。

大阪市は、基礎的自治体として、経済・社会・環境を含む幅広い市民生活の領域全般にわたりの確に対応するとともに、国際的な大都市としての役割・責任を果たしていくことが求められており、この計画では、SDGsの考え方を積極的に活用してまいります。

計画策定にあたりましては、パートナーシップを重視するSDGsの考え方を踏まえ、計画策定時に実施するパブリックコメントはもとより、策定当初の段階から、未来の世代の視点から見た大阪（まち）のあるべき姿や、ライフスタイル、その実現のために提言する政策アイデアなどを募集するとともに、将来を担う子どもたちの環境への思いを募集するなど、未来からの声にも耳を澄ませ、立場や世代を超えて、持続可能な社会の構築を皆様と一緒に、めざすことといたしました。

本市には、公害や廃棄物問題を克服してきた歴史があり、優れた環境技術を持つ企業の集積や、地域・市民・事業者など多様な主体間のつながりという基礎的自治体としての強みがあります。こうした強みを活かしながら、皆様のアイデアや思いを結集した新たな「大阪市環境基本計画」に基づき、少子高齢化など大阪市が直面する諸課題に的確に対応し、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざしてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景・意義
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 基本的な視点
 - 第1項 前提となる考え方
 - 第2項 基本的な視点
- 第4節 計画のコンセプト
- 第5節 計画期間

第2章 基本的な考え方

- 第1節 取り巻く状況と課題
 - 第1項 環境をめぐる国内外の動向
 - 第2項 本市の現状と課題
 - 第3項 直面している課題への対応
- 第2節 計画の方向性
 - 第1項 ビジョン
 - 第2項 目標
 - 第3項 ビジョン、目標についての考え方

第3章 基本的な施策の体系

- 第1節 低炭素社会の構築
 - 第1項 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用
 - 第2項 徹底した省エネルギーの推進
 - 第3項 低炭素型の交通システムへの変革
 - 第4項 低炭素型のまちづくり
 - 第5項 CO₂吸収源に関する取組み
 - 第6項 気候変動の適応に関する取組み
- 第2節 循環型社会の形成
 - 第1項 2Rを優先した取組みの推進
 - 第2項 分別・リサイクルの推進
 - 第3項 環境に配慮した適正処理
 - 第4項 ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり
- 第3節 快適な都市環境の確保
 - 第1項 自然との共生の推進
 - 第2項 ヒートアイランド対策の推進
 - 第3項 都市環境の保全・改善の取組み
- 第4節 地球環境への貢献
- 第5節 すべての主体の参加と協働
 - 第1項 環境教育、啓発の推進
 - 第2項 環境影響評価による環境配慮の推進
 - 第3項 大阪府が率先する取組み

第4章 施策展開の戦略

- 第1節 施策展開にあたって
- 第2節 戦略の設定について
 - 第1項 地域、市民、事業者との連携強化
 - 第2項 経済、社会、環境の統合的な向上
 - 第3項 持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用
 - 第4項 国際展開の強化
 - 第5項 持続可能で効果的な行政運営
- 第3節 相乗効果の発揮

第5章 計画の進行管理

- 第1節 計画の推進にあたって
- 第2節 施策効果の検証